

会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 令和元年度第3回会議
開催日時	令和2年2月13日（木）午後1時30分から午後2時40分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	米田会長、小藤田委員、山田委員、湯浅委員 （事務局）飯島企画部長、栗田企画政策課長、直井企画部主幹、 近藤企画政策課主査、佐藤企画政策課主事 渡邊みどり公園課長、西みどり公園課主査
欠席者	新田委員
議題	1 西東京いこいの森公園駐車場使用料の適正化について（諮問） 2 西東京いこいの森公園駐車場使用料の適正化について（審議） 3 その他
会議資料の名称	資料1 西東京いこいの森公園駐車場使用料について 資料2 使用料原価計算書 資料3 近隣の有料駐車場との比較 参考資料 西東京市立公園条例
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p><u>議題1 西東京いこいの森公園駐車場使用料の適正化について（諮問）</u> 副市長から米田会長へ諮問</p> <p><u>議題2 西東京いこいの森公園駐車場使用料の適正化について（審議）</u> 事務局より資料1から資料3について説明</p> <p><質疑等></p> <p>○委員： 資料2の原価計算書に記載された物件費は、市が指定管理者に支払う指定管理料の全額か。</p> <p>○事務局： 指定管理料全体のうち駐車場に係る経費を按分して算出し、計上したものである。 現在当市で行う公園の指定管理は、西東京いこいの森公園を含む市内54の公園について、一括で管理運営を行うもので、指定管理料は年間、約5600万である。</p> <p>○委員： 指定管理者に対して、駐車場以外の管理料も支払っているのであれば、駐車場の経費のみで検証することに違和感を覚える。</p> <p>○事務局： 有料施設が駐車場のみであり、駐車場の専任職員もいないため、適正価格を算出するため、このような整理で行っている。</p>	

- 委員：
原価計算書に記載された賃金はどういうものか。
- 事務局：
指定管理者が従業員に支払う賃金のうち、駐車場に係る部分について按分して算出した金額である。
- 委員：
指定管理料は指定管理期間中も変動するのか。
- 事務局：
指定管理料については、債務負担を組んでおり、5年間の総額で限度額を設定している。条件が変わらなければ限度額の範囲で各年度の指定管理料を決定していくが、指定管理者の管理地域内で公園が新設、もしくは閉鎖するなどした場合には、管理等の経費を別途計算し、債務負担の限度額を増減することがある。
- 委員：
稼働率の平均が36.9%ということだが、フル稼働した日はどの程度あるか。
- 事務局：
具体的な日数についてのデータはないが、土日はバーベキューでの利用や、指定管理者主催のイベント開催等により多くの来園があり、満車になることが多い。
- 委員：
稼働率は最終的に料金に反映されるため、この稼働率を高いと見るか低いと見るかどのように解釈すべきか。
- 事務局：
杉並区の公園駐車場では、19.8%、清瀬市の公園駐車場では17%の稼働率となっている。ただし、24時間営業している等の条件が異なる。
- 委員：
最寄り駅からのアクセスはどうか。
- 事務局：
西武池袋線のひばりヶ丘駅から徒歩15分程度である。また、公園の最寄りのバス停がひばりヶ丘駅から武蔵境駅までを結ぶ比較的便数の多い路線上にあり、公共交通のアクセスも良いと考える。
- 委員：
様々な方の利用が想定されるため、ハンディキャップを持った方への配慮や有効活用の視点が必要であるが、アクセスの良さや、稼働状況が見劣りするものではないということがわかった。しかしながら、資料3の他自治体の公園駐車場や近隣の有料駐車場と比較すると低廉な料金である。安易に市民負担を求めるべきではないが、他の駐車場と比較して低廉であるという点は、一般の駐車場利用者に対して、過大に利用を促すような誤ったメッセージとしてとらえられるのではないかと懸念する。

○事務局：

現行の駐車場料金を据え置いた上で、指定管理者に魅力的なイベントを実施していただくことで来園者が増加し、駐車場の利用率も上がり、公園の活性化と収益性が見込まれる。

なお、指定管理者は、黒字が出た場合には、収益の二分の一を市に還元する仕組みとなっている。

○委員：

公園近くの公民館を利用した際に駐車場を見ると、利用は少ない印象である。障害者用の駐車スペースの増設やバスを利用した遠足など公園の利用を促す宣伝を行う等、有効活用の視点が必要と考える。

○事務局：

平日の駐車場の利用は少ない傾向にあるが、指定管理者制度を導入してからは来園者数が増加しており、指定管理者が実施する自主事業等、取組の効果が出てきているものと考えられる。

○委員：

公園を利用する目的以外で駐車される方はいるか。

○事務局：

最初の2時間が300円ということで、短時間での利用にメリットがなく、近隣に商店等も少ないことから、目的外利用は少ないと思われる。

○委員：

公園入口付近のU字路に駐車された場合は、指定管理者が対処しているのか。

○事務局：

U字路の部分は公道であり、警察の管轄となる。

○委員：

原価計算結果では適正な料金の範囲内ということであるが、他の駐車場と比較すると低廉であり、料金の見直しを検討すべきである。

意見として、市の財政負担を考えれば、料金の見直しにより指定管理者に入る収入が増えることで市への還元があれば、その分他の事業に分配することができる。このような考え方も検討すべきと考える。

○事務局：

今後、機械式ゲートの更新など、新たなコストが発生した際には、改めて原価計算を実施し、適正な料金を検討していきたい。

○委員：

市内の他の公園駐車場はどうか。

○事務局：

公園駐車場で料金を徴収しているのは、西東京いこいの森公園のみである。また、駐車場

を有する公園自体も少ない状況である。

○委員：

料金収入が年間で約440万円、一方で維持管理経費が約460万であり、駐車場の管理運営だけで見れば若干の赤字ということになる。市としては、原価計算結果や、収支のバランスを勘案し、据置きが望ましいということだが、財政負担の軽減という観点からすると、公園全体にかかる経費を加味し、料金改定を検討してもよいのではないかとの意見も出ている。

○事務局：

駐車場としての適正対価を、公園全体の管理経費を含めて検討することは、難しいと考える。また、公園自体は収益施設ではないため、利益のみを追求するものではない。指定管理料も金額は大きいですが、市が直接管理するよりも効率的であり、民間のノウハウを活用した自主事業の実施により、来園者数を伸ばしていることから、指定管理者制度の導入効果が出てきているところである。引き続き魅力的な公園事業に取り組んでいただくことで、駐車場の稼働率の向上にもつながることから、原価計算を踏まえた、現行の駐車料金は適正と考える。

○委員：

指定管理者制度の入札時、事業者は契約期間の5年間で赤字にならないよう試算しているはずである。市側としては、駐車料金の見直しにより、指定管理者の自主財源を増やすことで、確実な支出となる指定管理料を抑制していくといった視点も必要である。

○委員：

指定管理者では監査などを実施しているか。

○事務局：

みどり公園課において、報告書をもとに毎年度確認している。

○委員：

有効活用という点で、駐車場を利用したイベント等を実施しようとする際には、その可否は指定管理者に委ねられているか。

○事務局：

実績として駐車場以外の目的で使用されたことはないが、目的外の使用を制限する規則はないため、指定管理者の裁量で実施することも可能であると考えます。

○委員：

次回の定期見直しはいつか。

○事務局：

定期見直しは5年に1回である。ただし、原価計算は毎年実施しており、駐車場の路面の補修工事や機械式ゲートの入れ替えなどで経費が発生し、原価計算結果によって改定が必要となれば指定管理者と協議のうえ、改定することは可能である。

○委員：

西東京いこいの森公園は、旧保谷市・旧田無市の合併記念公園として作られた公園であ

り、建設当初、政策的な観点から駐車料金が安価に設定されたのではないかと推察される。しかしながら、今後は他の自治体の料金と均衡を図っていくことが求められる。

○委員：

少なくとも料金を下げる状況にはないが、かといって安易に市民負担を求めることも慎むべきである。しかしながら、料金を据置くには、他の自治体とは異なる市のシンボリックな公園として、政策的な位置づけが必要ではないか。

○事務局：

「使用料・手数料の適正化に関する基本方針」に基づいた原価計算結果が第一義的なものと捉えており、その上で近隣の駐車場料金にも変化がない状況であるため、今回は据え置きとしたい。料金を上げるには、それに対する付加価値の必要性も認識するところであり、駐車場設備の改修と合わせて見直しを図ってまいりたい。

○委員：

それでは、西東京いこいの森公園駐車場使用料については、事務局の説明のとおり、施設更新の際に改めて料金の見直しを検討することとし、料金は据え置くということによろしいか。

(異議なし)

○委員：

なお、答申については、会長において案文を作成し、委員の皆様にご確認いただいたうえで確定させていただくということによろしいか。

(異議なし)

○委員：

それでは、答申については、会長預かりとさせていただく。そのほかに質疑はあるか。特になければ、次の議題に移る。

議題3 その他

○委員：

その他の議題はあるか。

○事務局：

次回の審議会は、7月頃の開催を予定している。議題としては、エコプラザ西東京の施設使用料についてご議論いただきたい。

○委員：

他になければ、これで令和元年度第3回審議会を終了する。